

議案第18号

杉並区役所庁舎整備基金条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月12日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区役所庁舎整備基金条例

(設置)

第1条 区役所庁舎の整備資金に充てるため、杉並区役所庁舎整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、区長

が定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

杉並区役所庁舎整備基金を設置する必要がある。